

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 2: 教育委員会 |
| 2. 都道府県名 | 北海道 |
| 3. 市区町村名 | 北斗市 |
| 4. 届出番号 | 2 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 113-3-1(2) |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/2593.html |

執行機関名 北斗市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|--------------------------------|---|---|
| ①事務の名称 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 北斗市特別支援教育就学奨励費支給規則(令和3年北斗市教育委員会規則第6号)による就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 91 | |
| ③番号法別表第2の項 | 113 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 北斗市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第6の項 北斗市特別支援教育就学奨励費支給規則(令和3年北斗市教育委員会規則第6号)による就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条 | 北斗市特別支援教育就学奨励費支給規則(令和3年北斗市教育委員会規則第6号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。 | この規則は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)の趣旨に基づき、北斗市立小中学校の特別支援学級に就学する児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するために必要な補助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図るとともに、 <u>教育機会の保障</u> に寄与することを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 北斗市特別支援教育就学奨励費支給規則 |